

郡山酒指第1010号  
令和5年2月2日

郡山市富久山町久保田字郷花4番地35  
株式会社AMEKAZE  
代表取締役 芝田 机太郎 殿

郡山税務署長 最上 治



### 酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和5年1月10日付で申出のあった郡山市島一丁目142番及び143番の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、令和元年7月26日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和5年2月2日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

#### 記

販売する酒類の範囲及び酒類の販売方法は、次のとおりとする。

- 1 果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール及び雑酒の卸売に限る。
- 2 小売に限る。ただし、通信販売による小売については、次によること。
  - (1) 販売する酒類の範囲は、輸入酒類並びに国産酒類のうち次に該当するビール及び発泡酒に限る。

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類
  - (2) 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。